第３章 復興都市づくりの行動指針

災害発生直後は，通常時のシステムや体制が機能低下すること，また，復興対策は緊急を要することから，被災状況を踏まえた臨機応変な対応や迅速な判断・行動が重要である。

本章では，前章で示した復興活動のプロセス毎に県及び市町の都市計画担当部局等の行動指針について記載する。

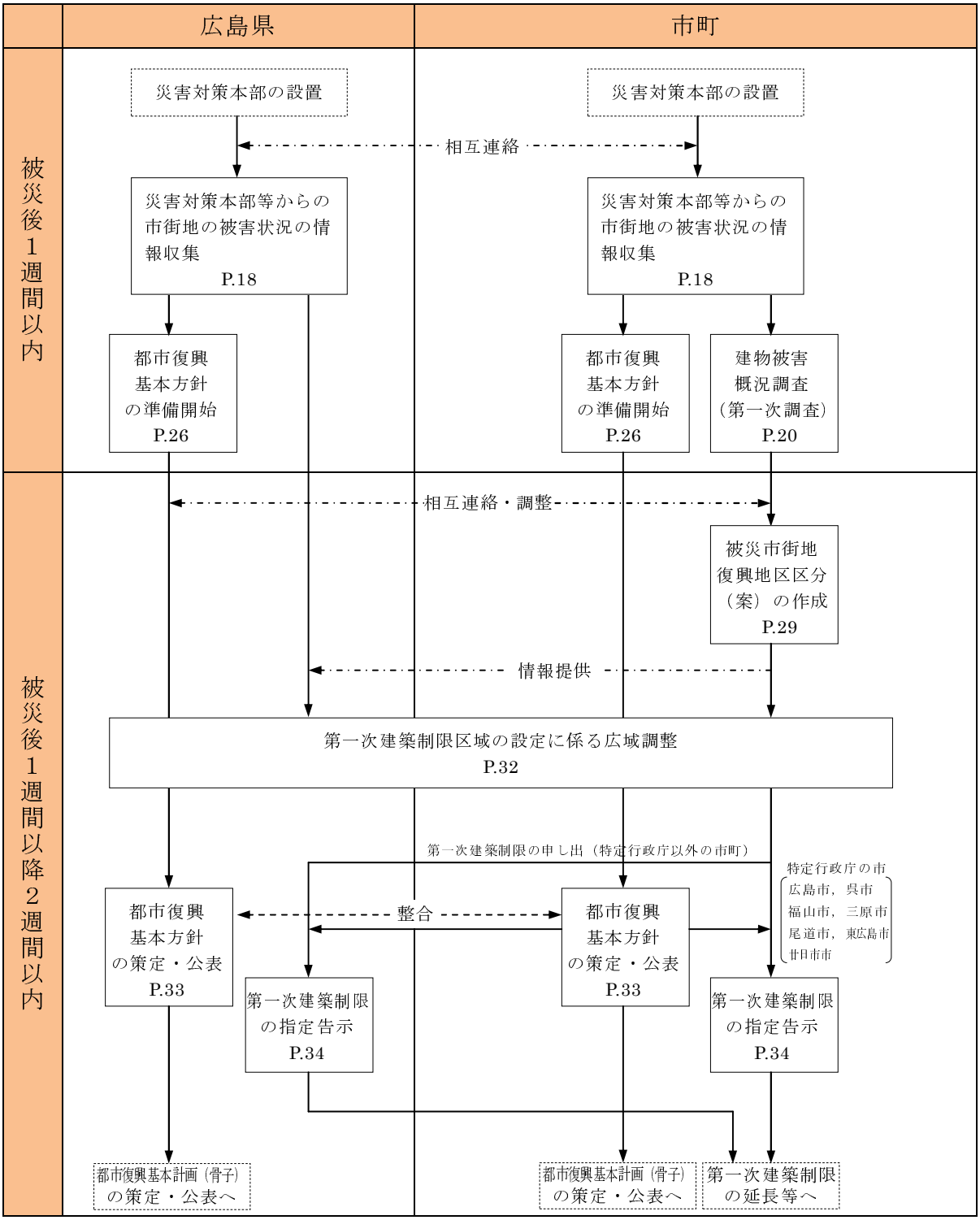

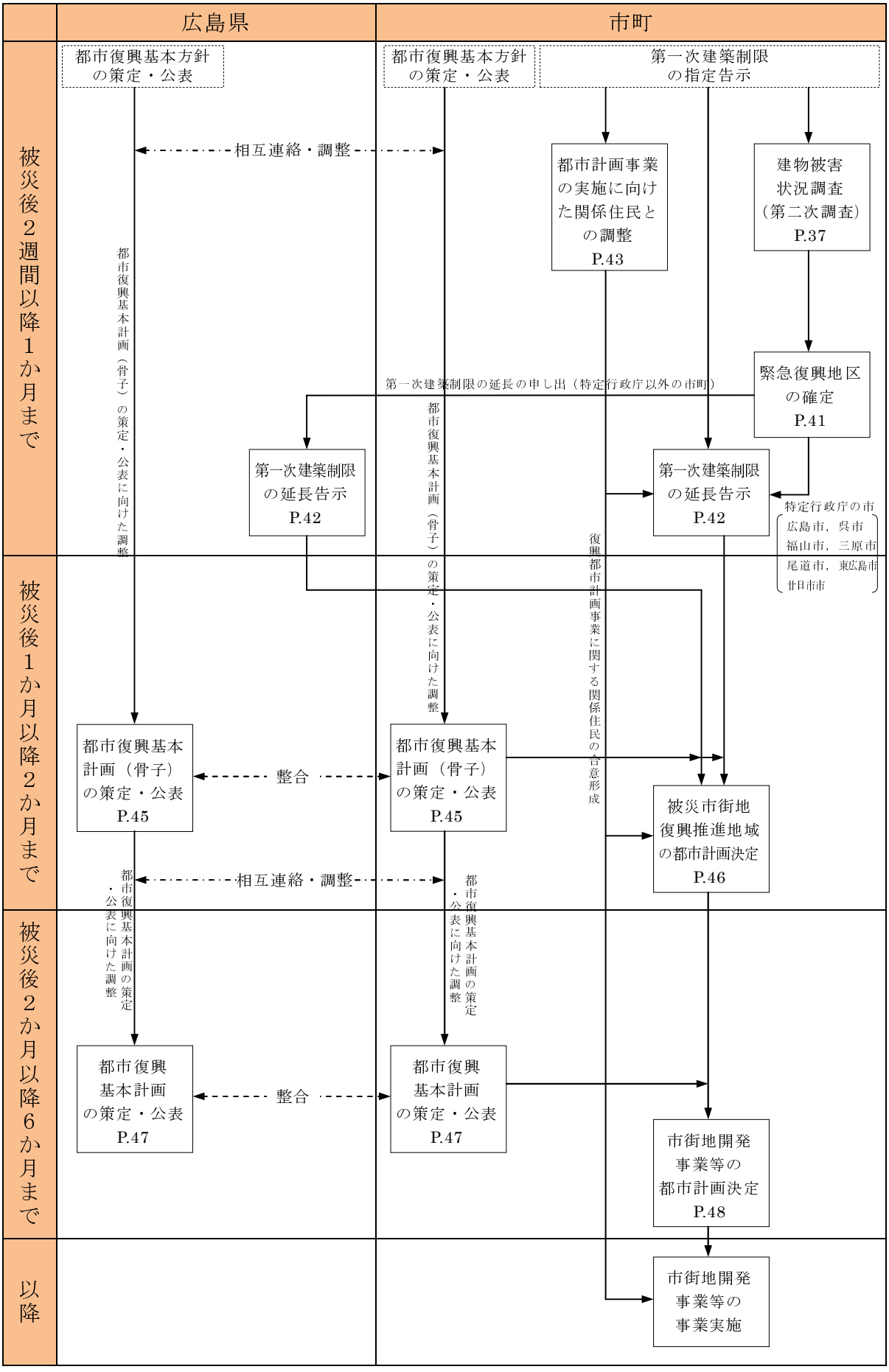
広島県
市町
被災後２週間以降１か月まで
被災後１か月以降２か月まで
被災後２か月以降６か月まで
以降
都市復興基本方針の策定・公表
都市復興基本方針の策定・公表
第一次建築制限の指定告示
相互連絡・調整
都市計画事業の実施に向けた関係住民との調整 P.43
建物被害状況調査（第二次調査） P.37
緊急復興地区の確定 P.41
第一次建築制限の延長の申し出（特定行政庁以外の市町）
都市復興基本計画（骨子）の策定・公表に向けた調整
第一次建築制限の延長告示 P.42
第一次建築制限の延長告示 P.42
特定行政庁の市
広島市，呉市
福山市，三原市
尾道市，東広島市
廿日市市
復興都市計画事業に関する関係住民の合意形成
都市復興基本計画（骨子）の策定・公表 P.45
整合
都市復興基本計画（骨子）の策定・公表 P.45
被災市街地復興推進地域の都市計画決定 P.46
都市復興基本計画の策定・公表に向けた調整
相互連絡・調整
都市復興基本計画の策定・公表に向けた調整
都市復興基本計画の策定・公表 P.47
整合
都市復興基本計画の策定・公表 P.47
市街地開発事業等の都市計画決定 P.48
市街地開発事業等の事業実施

１　被災後１週間以内

被災後１週間以内では，災害復旧活動と並行して，第一次建築制限のための市街地の被害状況の概況把握を行う。

【行動内容】
（１） 市街地の被災状況の情報収集
（２） 建物被害概況調査（第一次調査）の実施
（３） 都市復興基本方針の策定・公表に向けた準備

（１）市街地の被災状況の情報収集

実施主体	市町
目的	建物被害概況調査（第一次調査）の実施の判断のため。
実施内容	災害対策本部に集積する各種情報の収集・分析を行う。
具体的手順	① 災害対策本部に集結する各種情報を収集する。 ② 各種情報より，被害の大きい地域（面的被害の発生が想定される地域）を把握する。（必要に応じて現地確認を行う。）
その他特記	－

被害状況の情報収集

市町は被災直後から市町職員や住民，各施設管理者等から市町災害対策本部へ集積される各種情報から，地域全体の大枠の被害状況の情報を収集する。その中から，広範囲で建物の被害が連続する等，面的被害が想定される地域を，必要に応じて現地の状況確認を踏まえながら把握する。

●参考　被災状況の情報の収集伝達経路

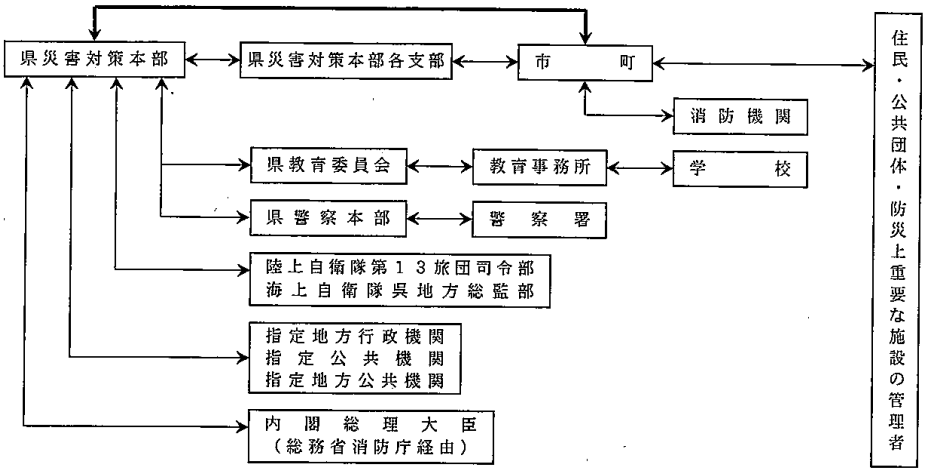

出典：「広島県地域防災計画（震災対策編 平成 25 年 5 月）」

情報の収集にあたっては，迅速に行う必要があることから，市町の災害対策本部から県へ被災状況を報告する災害発生報告等を活用することも考えられる。

【参考】災害発生報告

広島県地域防災計画（震災対策編 平成 25 年 5 月）第 3 章第 3 節より抜粋

地震災害が発生した場合は，応急対策を迅速に実施するため，市町は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき，県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに実施する。

また，市町は，地震発生直後については，被害規模に関する総括的情報を含め，把握出来た範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

地震災害発生報告の様式

地震災害発生報告は報告の迅速かつ的確を期すため，原則として次の様式（表１）により行う。

（表 1）　災害発生報告

（　　）県支部
（　　）市町

月　日　時　分　受信				13 火災の発生状況		
発信者職氏名				14 交通途絶となった路線		
受信者	情報連絡班　班	氏名		15 破堤した河川海岸ため池 溢水		
1 調査日時	月　日　時　分			16 その他の被害		
2 発生場所						
人の被害	3 死者	人	氏名(生年月日)	災害に対しとっている措置	17 災害対策本部設置	月　日　時　分
	4 行方不明者	〃	〃 〃		18 避難の指示・勧告状況	地区名 / 避難場所 / 人員
	5 重傷者	〃	〃 〃			人
	6 軽傷者	〃	〃 〃		消防職員等の出動状況	19 消防職員　人
住家の被害	7 全壊(全焼・流出)	棟 ( )	世 ( ) 人 ( )			20 消防団員　〃
	8 半壊(半焼)	〃 ( )	〃 ( ) 〃 ( )			21 警察官　〃
	9 床上浸水	〃 ( )	〃 ( ) 〃 ( )			22 その他　〃
	10 床下浸水	〃 ( )	〃 ( ) 〃 ( )			計　〃
非住家の被害	11 学校等公共建物				23 その他の応急措置	
	12 その他					

県へ災害発生報告を行うにあたり，各市町の災害対策本部へ集積される，地域ごとの情報のうち，「住家の被害」を参考として面的被害の想定を行うことが考えられる。

被災直後においては，随時情報が更新されることに留意が必要である。

（２）建物被害概況調査（第一次調査）の実施

実施主体	市町
目的	第一次建築制限対象区域の設定のため。
実施内容	被災市街地の建物被害の概況を調査する。
具体的手順	① 街区単位で建物被害の概況を調査する。 ② 調査は目視にて行い，地区単位で全壊及び全焼の割合を地図上に記入する。
その他特記	□ 調査は，面的被害が発生した市街化区域又は用途地域を対象とする。 □ 市街化調整区域，非線引き白地地域についても，一定規模以上の市街地が形成され，市街地開発事業の余地がある箇所については対象とする。

被害概況の調査

市街地の被災状況の情報収集により把握した被害の状況を踏まえて，面的被害が発生した地区及びその周辺地区について，建物被害の概況調査を行う。

第一次建築制限は，前章に記載したとおり，第二次建築制限までの暫定的な対応として行うものであり，早急に行う必要があることから，その調査については，町丁目単位，街区単位での被害の概況把握を行うに留め，個別建物の被害状況の把握の積み上げによる，被害状況の精査は，第二次建築制限の際に行う調査（後述）に委ねるものとする。

本調査の調査要領は次のとおりとする。

【調査要領】

(i)　現地目視によるものとし，２名１組での調査を基本とする。

(ii)　調査対象区域は，面的被害が発生した市街化区域又は用途地域とし，市街化調整区域及び非線引き白地地域についても，一定の市街地が形成され，市街地開発事業の余地がある箇所については対象とする。

(iii)　調査対象区域において，建物の被害概要を目視し，集計表に建物総棟数と全壊・全焼棟数を記入する。（ただし，大規模な被災を受けた地区等，で，倒壊や焼失によって建物総棟数が不明な場合は，被害割合だけの記入でも可とする。）

(iv)　調査票は住宅地図等街区の判別できる地図とし，街区単位での被害の割合と概況を記入する。

（次頁へ続く）

【調査要領】（前頁からのつづき）

（v）　被害程度の判定は外観目視による簡便なもので良い。
地震による被害は，火災に比べて判定が難しいものがあるが，「災害に係る住家の被害認定基準運用指針　参考資料」（内閣府）（http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html）等を参考に，完全に倒壊しているもの，一部の階が著しく傾斜しているもの等を全壊として計上するものとする。

（vi）　被災建築物応急危険度判定等，市町で行う別の調査を活用して上記資料を作成することも可とする。

次頁以降に調査票及び集計票の記載要領等を示す。

なお，近年は地図の電子化等により，紙媒体の地図を備え置いていない場合が多いが，被災直後においては停電等により電子媒体の地図を使用できないことも想定されるので，あらかじめ紙媒体の地図を備えおくことや，サーバーの多重化等により地図データの保全を図ることが望ましい。

（調査票及び集計票の記載例）

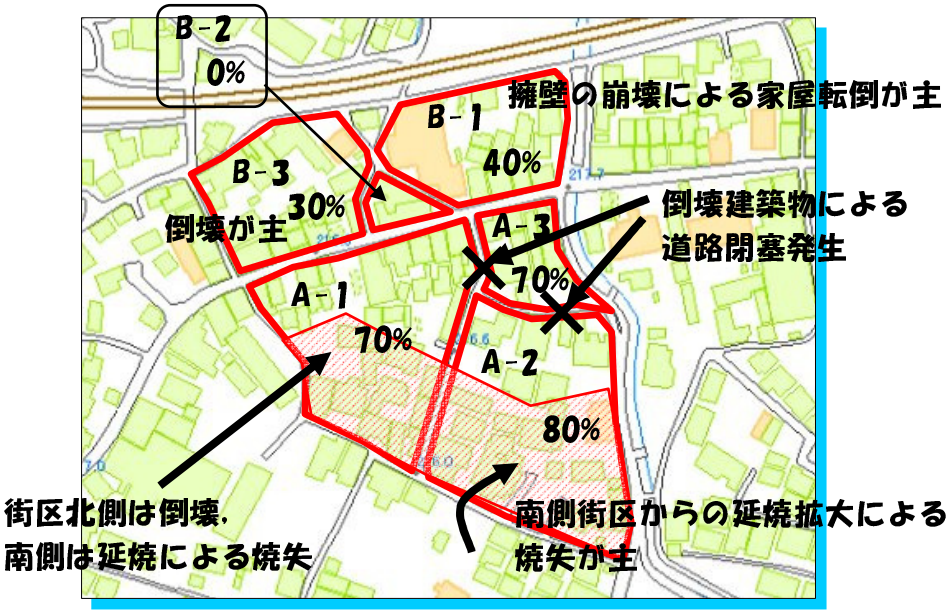

図３－１　調査票（第一次調査）の記載例

【調査票記載要領】

○ 住宅地図等の街区，建物種別が判別できる地図をコピーして使用する。

○ 街区毎に枠線で区分し，適宜符合を付ける。

○ 現地目視調査により，街区単位で被害の割合と概況を記入する。

被害の割合：全壊又は全焼した棟数の割合を記入する。

被害の概況：被害の状況，原因等を適宜記入する。（被害概況は，復興地区区分を設定する際の参考となる。）

○ 街区毎の棟数は，図上での集計とする。その際，母屋等の主要な棟のみ集計することとし，小規模な物置，カーポート等，小規模かつ従属的な建築物は除外する。

表３－１　集計表の記載例

町丁目	街区 No.	建物総棟数 a	全壊・全焼棟数 b	被害割合 b／a	被害概況
○○町	A－１	３０	２４	８０％	南側街区からの延焼拡大による焼失が主
	A－２	２５	１７	７０％	街区北側は倒壊，南側は延焼による焼失
	A－３	１０	7	７０％	倒壊建物により A-1, A-2 間の道路に閉塞が発生
	B－１	１５	6	４０％	擁壁の崩壊による家屋の店頭が主
	B－２	5	0	０％	被害なし
	B－３	２０	6	３０％	倒壊が主
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
小計					

（全壊と判定される被害状況の例）

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）」（内閣府）より写真を引用

●一見して住家全部が倒壊している

●一見して住家の一部の階が倒壊している

被災建築物応急危険度判定を活用する場合の留意点

被災建築物応急危険度判定は，広島県被災建築物応急危険度判定要綱等に基づき，市町が実施本部となり実施する調査で，余震等による倒壊や落下物等による二次災害防止を目的とし，地震後できるだけ速やかに開始して，被災後１０日以内に完了することを一応の目安としている。

調査結果は，現地に表示されるとともに，市町の実施本部において取りまとめが行われるため，調査が被災後速やかに行われている場合には，第一次調査に読替えることが可能である。

ただし，前述したように調査の目的が余震等による二次災害防止であるため，調査結果が建物の損傷度と相応しない場合があるので，注意が必要である。（例えば，建物の骨組みは健全であっても，屋根瓦が著しく脱落し，余震等により落下の危険性がある場合，「危険」と判定される場合がある。）

被災建築物応急危険度判定の結果から，建物被害の状況を読み取る場合は，図３－３の調査表の調査１又は調査２により「危険」と判定されていることを確認することとし，具体的な判定基準は次のとおりとする。

表３－２　被災建築物応急危険度判定による建物被害の判定基準

判定結果	調査票の判定内容	建物被害の判定	備考
危険（赤）	調査１によるもの	全壊	
	調査２によるもの	全壊又は半壊	必要に応じ現地調査
	調査３のみによるもの	半壊・一部損傷	調査２がＢﾗﾝｸのとき
		一部損傷・無被害	調査２がＡﾗﾝｸのとき
要注意（黄）	→	半壊・一部損傷	
調査済（緑）	→	一部損傷・無被害	

調査２で「危険」と判定された場合にあっては，判定内容及びコメント欄を参考に全壊又は半壊とするか，又は必要に応じて現地調査により確認する。

図３－２　被災建築物応急危険度判定で現地に表示されるステッカー

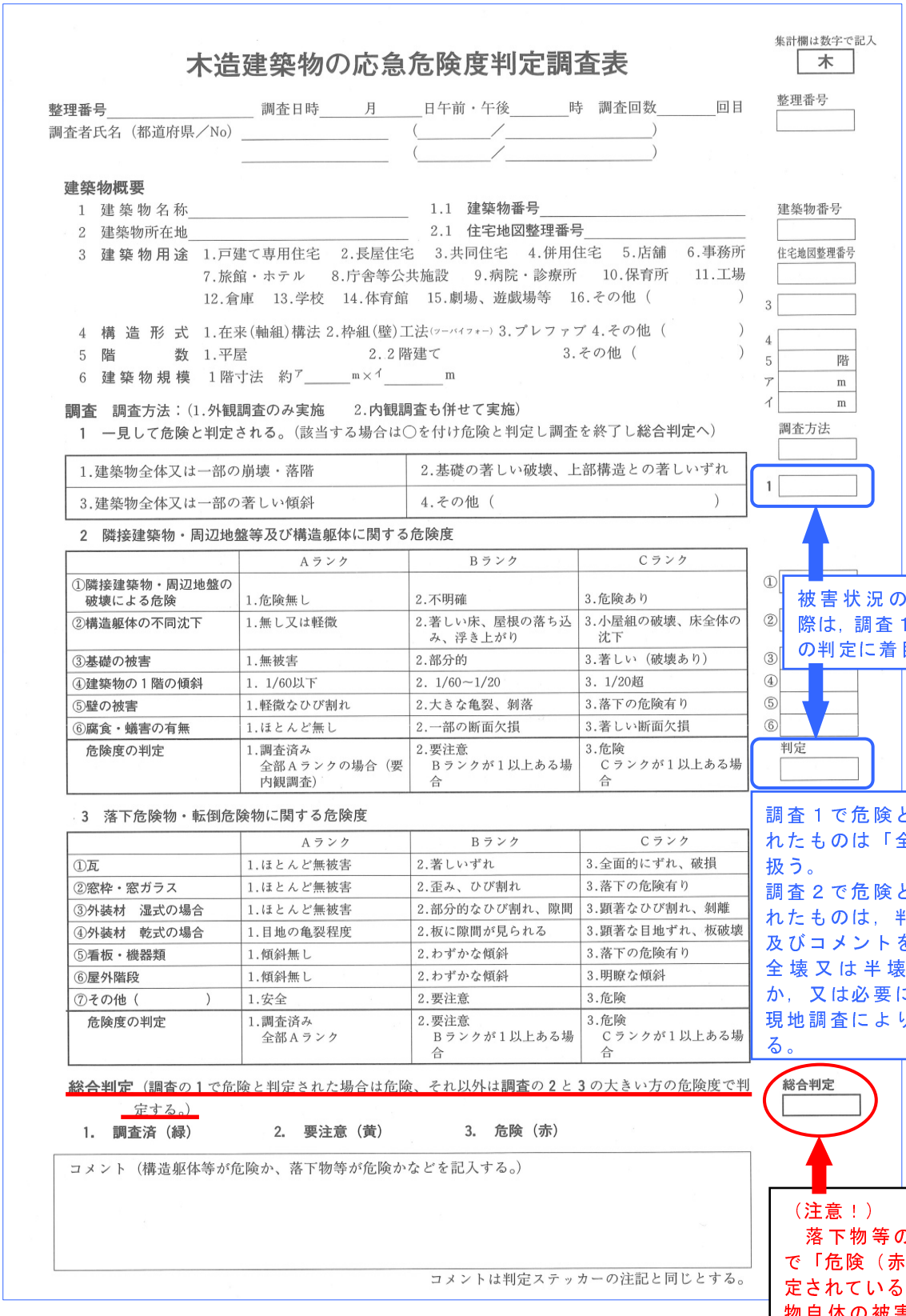

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入　木

整理番号＿＿＿＿＿＿＿＿　調査日時＿＿月＿＿日午前・午後＿＿時　調査回数＿＿回目
調査者氏名（都道府県／No）＿＿＿＿＿＿　（＿＿＿／＿＿＿＿＿＿）
＿＿＿＿＿＿　（＿＿＿／＿＿＿＿＿＿）

整理番号

建築物概要

1　建築物名称＿＿＿＿＿＿＿＿　1.1　建築物番号＿＿＿＿＿＿＿＿
2　建築物所在地＿＿＿＿＿＿＿＿　2.1　住宅地図整理番号＿＿＿＿＿＿＿＿
3　建築物用途　1.戸建て専用住宅　2.長屋住宅　3.共同住宅　4.併用住宅　5.店舗　6.事務所
7.旅館・ホテル　8.庁舎等公共施設　9.病院・診療所　10.保育所　11.工場
12.倉庫　13.学校　14.体育館　15.劇場、遊戯場等　16.その他（　　）
4　構造形式　1.在来(軸組)構法 2.枠組(壁)工法(ツーバイフォー) 3.プレファブ 4.その他（　　）
5　階数　1.平屋　2.2階建て　3.その他（　　）
6　建築物規模　1階寸法　約ア＿＿＿m×イ＿＿＿＿m

建築物番号
住宅地図整理番号
3
4
5　階
ア　m
イ　m

調査　調査方法：(1.外観調査のみ実施　2.内観調査も併せて実施)
1　一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他（　　）

調査方法
1

2　隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②構造躯体の不同沈下	1.無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	1.無被害	2.部分的	3.著しい（破壊あり）
④建築物の１階の傾斜	1. 1/60以下	2. 1/60～1/20	3. 1/20超
⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剝落	3.落下の危険有り
⑥腐食・蟻害の有無	1.ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合（要内観調査）	2.要注意 Bランクが１以上ある場合	3.危険 Cランクが１以上ある場合

①
②
③
④
⑤
⑥
判定

3　落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材　湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剝離
④外装材　乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他（　　）	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランク	2.要注意 Bランクが１以上ある場合	3.危険 Cランクが１以上ある場合

総合判定（調査の１で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の２と３の大きい方の危険度で判定する。）

1.　調査済（緑）　　2.　要注意（黄）　　3.　危険（赤）

総合判定

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

被害状況の把握の際は，調査１及び２の判定に着目する。

調査１で危険と判定されたものは「全壊」と扱う。
調査２で危険と判定されたものは，判定内容及びコメントを参考に全壊又は半壊とするか，又は必要に応じて現地調査により確認する。

（注意！）
落下物等の危険度で「危険（赤）」と判定されている場合，建物自体の被害は軽微の場合があるので，被害状況の把握にあたっては，調査１及び２の判定に着目すること。

図３－３　被災建築物応急危険度判定調査表（例）

（３）都市復興基本方針の策定・公表に向けた準備

実施主体	県及び市町
目的	都市復興基本方針を策定・公表するため。
実施内容	庁内及び関係機関等との調整を行う。
具体的手順	① 都市復興基本方針（案）の内容及び公表の方法について，庁内関係部局及び関係機関等との調整を開始する。
その他特記	□ 第一次建築制限は，都市復興基本方針の公表と同時又は公表後に実施する。

都市復興基本方針について

都市の復興を迅速かつ円滑に進め，かつ，復興に対する住民の不安を払拭するため，県及び市町は都市復興基本方針を策定し，公表する。第一次建築制限は，都市復興基本方針公表同時又はその後に実施するものとする。

都市復興基本方針は，以後の都市復興の理念や目標等，都市の復興に当たっての大まかな方向性を示すとともに，住民と協力しながら円滑に都市の復興を進めるための体制構築を目的として策定するものである。

都市復興基本方針の策定は，被災後２週間以内という極めて短期間に行うものとなるため，別紙案のとおり都市計画行政上必要最低限の内容とし，必要に応じて県及び市町に設けられる震災復興本部等と連絡･調整を図りながら進めるものとする。

都市復興基本方針は，県にあっては，都市計画区域マスタープラン等を踏まえ，被災地域に対する広域的観点からこれを定め，市町にあっては，県基本方針，都市計画マスタープラン等及び地域の実情を踏まえ，建築制限を行う地区の復興方針について，その時点で可能な範囲で詳細に記載するものとする。

復興の方針は，都市の復興のみならず，住民の生活の再建，産業活動の再開等，県土全体の復興に向けた総合的な観点で示されるものであるが，現時点では，県及び市町の全体的な復興方針の策定ルールは未整備のため，本マニュアルでは，都市分野の復興について特化した都市復興基本方針（案）（詳細は後述）を雛形として示している。

現実の災害時においては，県及び市町において，総合的な復興方針・計画の策定が進められるため，都市の復興については，雛形を前提に全体の方針との整合を図るとともに，発表の方法等について調整を行うものとする。

【広島県都市復興基本方針（案）】

広島県都市復興基本方針

はじめに

「広島県都市復興基本方針」は，○年○月○日○時に発生した○○○○で甚大な被害が生じた本県において，一日も早い都市の復興を図るため，その基本的な理念及び緊急かつ重点的に取り組む事項などを明確にし，復興の方向性を示すものです。

１　基本理念

都市復興は，被災状況や都市計画区域マスタープラン等を踏まえるとともに，以下の点に配慮して取り組みます。

（１）県民と行政による早期の生活再建

一日も早い県民の生活再建のため，県民，事業者，行政など関係者が協力して市街地の復興に取り組みます。

（２）災害に強く安全で快適な都市づくり

甚大な被害を受けた市街地においては，同様の災害による被害を繰り返さない，安心して暮らせる市街地の形成及び都市基盤施設の整備を行います。

２　都市復興の目標

生活復興の諸施策と連携し，速やかに県民の生活を再建するとともに，災害に強く長期的に安全かつ快適な都市環境を形成することを都市復興の目標とします。

３　都市の復興への取組み

（１）被災市街地の整備復旧について

被災状況や地域の課題・特性に応じた復興対象地区を設定し，市街地の整備改善を推進します。

（２）甚大な被害を受けた市街地の整備復旧について

甚大な被害を受けた市街地については，市街地開発事業等により都市基盤施設の抜本的な整備改善を図るため，必要な建築制限を実施し，迅速かつ円滑な復興を推進します。

【市町都市復興基本方針（案）】

○○市（町）都市復興基本方針

はじめに

「○○市（町）都市復興基本方針」は，○年○月○日○時に発生した○○○○で甚大な被害が生じた本市（町）において，一日も早い都市の復興を図るため，その基本的な理念及び緊急かつ重点的に取り組む事項などを明確にし，復興の方向性を示すものです。

１　基本理念

都市復興は，被災状況や○○都市計画マスタープラン等を踏まえるとともに，以下の点に配慮して取り組みます。

（１）市（町）民と行政による早期の生活再建

一日も早い市（町）民の生活再建のため，市（町）民，事業者，行政など関係者が協力して市街地の復興に取り組みます。

（２）災害に強く安全で快適な都市づくり

甚大な被害を受けた市街地においては，同様の災害による被害を繰り返さない，安心して暮らせる市街地の形成及び都市基盤施設の整備を行います。

（３）○○○○

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

市町の被災状況，地域特性等を踏まえた理念を記載する。

２　都市復興の目標

生活復興の諸施策と連携し，速やかに市（町）民の生活を再建するとともに，災害に強く長期的に安全かつ快適な都市環境を形成することを都市復興の目標とします。

具体的地区名を記載。また，必要に応じて都市施設等の復興の取組み等について記載する。

３　都市の復興への取組み

（１）被災市街地の整備復旧について

被災状況や地域の課題・特性に応じた復興対象地区を設定し，市街地の整備改善を推進します。

（２）甚大な被害を受けた市街地の整備復旧について

甚大な被害を受けた○○地区，△△地区については，市街地開発事業等により都市基盤施設の抜本的な整備改善を図るため，必要な建築制限を実施し，迅速かつ円滑な復興を推進します。

２　被災後１週間以降２週間まで

第一次調査の結果を踏まえ，都市計画事業により市街地の復興を図る必要がある区域については，被災後２週間を目途に第一次建築制限を行う。

第一次建築制限の実施に際しては，第一次調査による被害概況を基に被災市街地の復興地区区分（案）を作成し，必要に応じて広域調整を行う。

【行動内容】
（１）被災市街地の復興地区区分（案）の作成
（２）第一次建築制限区域の設定に係る広域調整（必要に応じて実施）
（３）都市復興基本方針の策定・公表
（４）第一次建築制限の実施

（１）被災市街地の復興地区区分（案）の作成

実施主体	市町
目的	復興に向け，被災市街地の復興手法を決定するため。
実施内容	第一次調査の結果を基に，被災市街地の復興地区区分（案）を作成する。
具体的手順	① 第一次調査の結果から，地区毎の被害率を算定し，被害状況の区分を行う。 ② 地区毎の都市基盤の区分を行う。 ③ 被災区分及び基盤整備の区分から，地区毎の復興地区区分（案）を決定する。
その他特記	□ 緊急復興地区の設定にあっては，建築制限区域となることを踏まえ，後追いで拡大することとならないよう，留意すること。

被災市街地の復興地区区分（案）は，「第２章　３　災害復興都市計画による復興都市づくりを図る地区の設定基準」に基づき，次の手順で作成する。

①被害状況の区分

第一次調査の結果から，街区毎の被害状況を踏まえ，町丁目等，一団の地区単位での被害率に基づき，表２－４により被害状況の区分を行う。

一団の地区とは，被災街区が隣接し，概ね１ha 以上の規模で連続する街区をまとめたものとする。（土地区画整理事業には面積要件はなく，第二種市街地再開発事業の面積要件は 0.5ha 以上であるが，市街地の復興事業を行う地区であることを踏まえ，概ね１ha を要件とする。）

また，地区の設定にあたっては，次の考え方を基本とし，現地状況に応じて設定するものとする。

【地区設定の考え方】
○ 幹線道路，補助幹線道路を境界とする範囲

○ 町丁目等，一定のまちづくり単位（復興都市計画事業等を見据え，明らかに被害状況に差異がある場合を除き，自治会等のコミュニティを分断しないよう配慮すること。）

なお，被災市街地復興地区区分（案）の作成の目的は，緊急復興地区を設定することにあるので，この作業は大被害地区又は中被害地区に分類される地区を特定できれば良く，明らかに小被害地区に分類される地区については，市町において特に必要のない限り，街区単位の調査結果のままで可とする。

②都市基盤の区分

①で分類した地区毎に，地図上や現地調査により即地的に市街地基盤の状況を確認し，表２－５の判断の目安を参考に，都市基盤の区分を行う。

③復興地区区分（案）の作成

被害状況の区分及び都市基盤の区分を下に，事業手法を想定しながら，表２－６の復興地区区分及び表２－７の復興地区の定義と復興の基本的考え方を参考に，被害の原因分析に基づく整備の必要性や，市街地整備の優先度，都市計画マスタープランでの位置付け（都市拠点，密集市街地等）を踏まえ，総合的，即地的に判断し，地区毎の復興地区区分（案）を作成する。

なお，表２－６で基盤未整備の中被害地区の一部を緊急復興地区に含むようにしているのは，本マニュアル上特に重要である緊急復興地区設定上の判断を表上で明確にするためである。

また，ここで行う緊急復興地区の設定は，後の第二次調査（建物被害状況調査）で精査を行うが，建築制限を実施する地区であることを踏まえ，精査によって後追いで地区を追加し，建築制限を付加することとならないよう，留意すること。

（復興地区区分図の記載例）

図３－４　復興地区区分図の記載例

【復興区分（案）作成要領】

○ 都市計画図等，地区の概況（道路の位置，建築物の立地状況等）が把握できる地図を使用する。

○ 基盤整備状況が同等で，概ね１ｈａ以上の規模で連続する被災街区をひとつの地区としてまとめ，被害概況調査の積み上げにより，地区毎の被害率を算定する。（明らかに小被害地区に分類される地区については，市町において特に必要のない限り，街区単位の調査結果のままでも可）

○ 上記で算出した被害率から，被害状況を表２－４に基づき区分し，地図上に表示するとともに，基盤整備の状況から表２－５に基づき都市基盤を区分する。

○ その上で，表２－６より復興地区区分（案）を設定し，①地区名称，②被害状況の区分，③基盤整備の状況及び④区域面積と併せて地図上に表示する。

（２）第一次建築制限区域の設定に係る広域調整

実施主体	県及び市町
目的	建築制限区域の設定について，広域的観点から市町間の調整を図るため。
実施内容	各市町作成の被災市街地復興地区区分（案）を基に，県・市町で協議し，第一次建築制限区域の設定の調整を行う。
具体的手順	① 建築制限区域の設定に係る市町間の広域調整を，県の判断により原則として実施する。 ② 関係各市町で作成した復興地区区分（案）を基に，第一次建築制限予定区域の関係市町間の差異を確認する。 ③ ②で確認された差異について，検討を行い，即地的事項に配慮しつつ，被災都市圏における区域設定の考え方の統一化を図る。
その他特記	都市復興基本方針（案）についても県－市町間の調整を行う。

広域調整の意義

地震による被害は広範囲に渡るため，一の市町に被害が限定されることは稀であり，地震動にあっては同一都市圏を形成する市町が，津波にあっては沿岸部の市町が同時に被災すると想定される。

復興都市計画事業は，このような被害状況に対し，県及び市町が共通の復興方針の下，取り組むものであり，緊急復興地区の設定についても同様に各市町間での齟齬がないよう進める必要がある。

具体的には，行政区域を越えて市街地が連続する市町においては，復興地区区分は行政区域よりも市街地の視点で捉えるべきものであり，行政区域の境で復興地区区分が異なることは避ける必要がある。

また，市街地が連続しない場合であっても，津波のように被害の状況が共通する場合は，区域指定の考え方について，県及び関係市町で調整を図ることが望ましいと考えられる。

この他，事業導入を視野に入れた場合，地形地物や決定済みの都市施設の区域等の重複や，市町間の被害状況に差異が少ないにもかかわらず，建築制限区域の設定に大きな差異がある等が考えられる。

このため，原則として県は，第一次建築制限に先立って，関係市町を召集し，第一次調査に基づき各市町で作成した復興地区区分（案）を基に，次のような内容について，広域的視点からの調整を行うものとする。

【広域調整の観点】

（ⅰ）　隣接市町の行政区域境における建築制限区域の設定に不整合がないか

- 被害状況，基盤整備状況が同様であるにも関わらず，復興地区区分（案）が行政区域境で大きく異なっていないか
- 行政区域境で緊急復興地区に該当するものの，面積要件から土地区画整理事業の設定が難しいが，隣接市町と一体での区域設定が可能な箇所がないか　等

（ⅱ）　地形地物や既決定済の都市施設の区域との重複等，事業導入を考慮した場合に支障等がないか

- 災害復興都市計画の決定に際し既存の都市計画道路，公園等，付随して変更・廃止する必要のある都市計画はないか（災害復興都市計画の支障となるような都市計画はないか）
- 上記のような都市計画があった場合に実際に変更・廃止は可能か　等

（ⅲ）　市町間の被害状況からみて，建築制限区域に大きな差異がないか

- 津波災害のように行政区域を越えて広域的かつ面的に同様の被害が広がっている場合に復興地区区分（案）の考え方が市町によって大きく異なっていないか　等

上記（ⅰ），（ⅲ）のとおり，建築制限区域の復興地区区分に大きな差異がないことが望ましいが，当該区域の市街地整備の優先度，都市計画マスタープランでの位置付け（都市拠点，密集市街地等）等，各市町の区域選定の理由についても考慮の上，調整を図るものとする。

なお，県境に位置する市町において，県域を超えるような被害が生じた場合，県は必要に応じ隣接県と調整を図るものとする。

（３）都市復興基本方針の策定・公表

実施主体	県及び市町
目的	第一次建築制限の実施にあたり，県及び市町の被災市街地の復興の方向性を住民に示すため。
実施内容	被災市街地の復興の基本方針の決定・公表を行う。
具体的手順	①　都市復興基本方針の内容及び発表の方法について，県・市町の都市計画担当部局間及び県・市町内部の調整を図る。 ②　第一次建築制限の実施と同時に都市復興基本方針の決定・公表を行う。
その他特記	－

都市復興基本方針の策定は，都市復興基本方針（案）を基本に，県及び市町の都市計画担当部局間及び県は県の，市町は市町の震災復興本部等との連絡調整を図りながら進め，第一次建築制限の実施と同時に決定・公表を行うものとする。

なお，公表の方法は，記者発表，ホームページ，看板による掲示等，広く住民に周知できる方法で行うとともに，生活，住宅，産業，経済等の関連する復興方針や計画との連絡調整を進め，住民の理解が得やすいかたちでの周知となるよう努めるものとする。

（４）第一次建築制限の実施

実施主体	県及び市町
目的	緊急復興地区について，復興都市計画事業の決定までの間，事業の妨げとなる建築物の立地を制限するため。
実施内容	建築基準法第８４条第１項の規定による建築制限区域の指定を行う。
具体的手順	広域調整の結果を踏まえ，市町ごとに被災市街地の復興地区区分（案）を決定した上で，次のとおり対応する。 【県が特定行政庁の市町】 ① 県土木局都市計画課（以下「県都市計画課」）との調整を踏まえて県土木局建築課（以下「県建築課」）に対し，第一次建築制限の対象区域（＝緊急復興地区），制限の内容等を示し，第一次建築制限の申し出を行う。 ② 県建築課は，申し出を受けた対象区域について，第一次建築制限の指定を行う。 【特定行政庁の市】 ① 都市計画担当部局と建築指導担当部局で調整の上，第一次建築制限の指定を行う。
その他特記	□ 併せて都市復興基本方針の決定・公表を行う。 □ 住民への周知，指定確認検査機関への情報提供など，第一次建築制限の周知に努める。 □ 第一次建築制限の期間は手続き上，被災後１か月までとして告示されるが，原則として建築制限はその後も根拠法令を変えて，復興都市計画事業の完了まで継続するものであるから，住民に誤解を与えないよう留意する。

第一次建築制限の実施

第一次建築制限は，建築基準法第８４条第１項の規定に基づくもののため，第二次建築制限の被災市街地復興推進地域の指定と異なり，特定行政庁以外の市町にあっては県が指定を行うこととなる。

指定は，具体的には建築制限の区域，制限の内容及び制限の期間を告示することにより行う。

特定行政庁以外の市町にあっては，市町からの申し出により県建築課が指定の事務を行うが，市町からの申し出内容の精査等，事前の調整は県都市計画課が主体となって進めるものとする。

特定行政庁の市にあっては，都市計画担当部局と建築指導担当部局が調整の上，第一次建築制限の指定を行う。また，指定結果は県都市計画課に情報提供するものとし，県都市計画課は県建築課にこの旨を周知するものとする。

【特定行政庁以外の市町における第一次建築制限の手続きフロー】

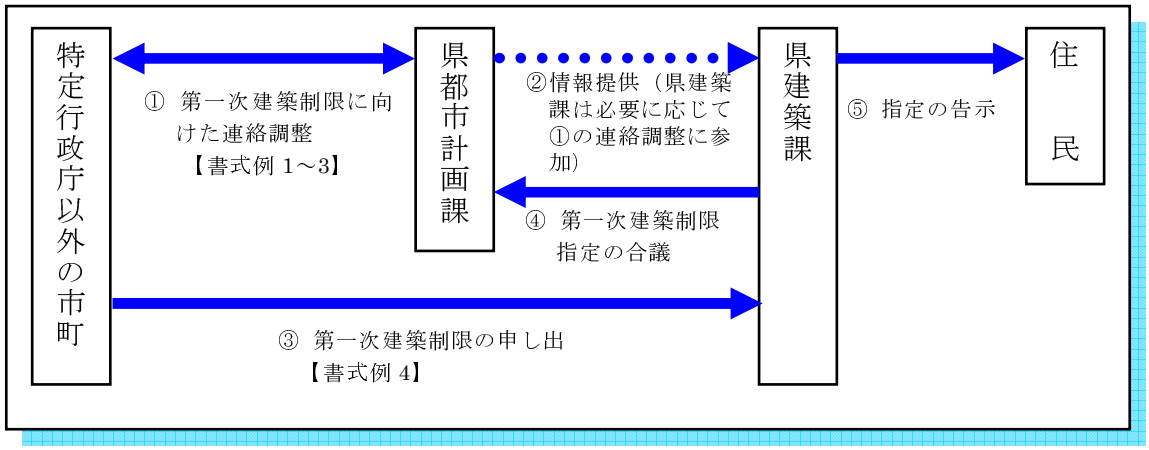

手続きに要する書式例等については，第４章に示す。

制限内容の周知

第一次建築制限に際しては，次の要領により住民等への周知等の対応を行うものとする。

■ 住民への周知

第一次建築制限の指定により，私権に制限を受けることとなる関係住民等に配慮し，十分な周知を図ることを目的として行う。

具体的には，記者発表の他，ホームページ及び広報紙への掲載等，できる限り様々な媒体，方法により行うものとする。

【住民への周知方法】

○ 記者発表
○ 避難所の掲示板などへの掲示
○ 現地への掲示
○ マスコミへの広報
○ 各基礎自治体ホームページへの掲載
○ 各基礎自治体広報誌への掲載
○ 自治会の回覧
○ 国レベルでの情報システム（東日本大震災の際の「全国避難者情報システム」など）の活用　など

県及び特定行政庁の市にあっては，第一次建築制限の事務は建築指導担当部局が行うものであるが，以後の災害復興都市計画に続くもののため，都市復興基本方針と併せ，都市計画担当部局との連名での発表とする等，単なる建築の制限であるとの誤解を与えないよう，配慮する必要がある。

特定行政庁以外の市町については，市町の都市復興基本方針と併せて，県が指定

する建築制限についても周知を図るものとする。

なお，第一次建築制限の期間は，建築基準法第８４条第１項の規定により，手続き上，被災後１か月までとしているが，都市復興基本方針の趣旨に則り，市街地開発事業等により市街地の復興を図るため，原則として建築制限は被災１か月後も継続するものであることを分かり易く周知する必要がある。(建築制限の内容は，第二次建築制限，都市計画事業決定後の都市計画法第５３条の建築制限と事業の進展に伴い，段階的に緩和される。「表２－３　各建築制限の比較」参照)

■ 指定確認検査機関への情報提供

県は，知事指定の指定確認検査機関に対しては，第一次建築制限の内容を情報提供するものとする。(建築基準法第７７条の３３に基づく指定確認検査機関に対する配慮)

また，大臣指定の指定確認検査機関に対しては，県は国に対して建築制限の内容を指定確認検査機関に速やかに連絡するよう要請する。

※指定確認検査機関

建築基準法第７７条の１８に基づき確認検査業務を行う者。一の都道府県の区域内において業務を行う場合は道府県知事が，二以上の都道府県の区域において業務を行う場合は国土交通大臣が指定権者となる。

■ 建築相談窓口の設置

県及び特定行政庁の市は，建築相談等に対応するため，建築指導担当部局等の執務室に相談窓口を設置するものとする。

３　被災後２週間以降１か月まで

第二次建築制限の都市計画決定に向けて，緊急復興地区の精査を行うため，建物被害状況調査（第二次調査）を実施する。

この時期には復旧活動も本格化して被災直後の混乱期は脱するものと考えられるため，第二次建築制限の予定地区については，可能な箇所から事業実施に向けた関係住民との合意形成を開始するとともに，第二次建築制限の都市計画決定に向けた手続きを開始する。

なお，建築基準法第８４条第１項の規定による第一次建築制限の期限は災害発生後１か月以内で，同第２項により更に１か月を超えない範囲で延長できるものであるため，第一次建築制限を継続する必要がある場合は，被災後１か月以内に延長する旨の指定を行う。

【活動内容】
（１）建物被害状況調査（第二次調査）の実施
（２）緊急復興地区の確定
（３）第一次建築制限の期間の延長
（４）都市計画事業の実施に向けた関係住民との調整の開始

（１）建物被害状況調査（第二次調査）の実施

実施主体	市町
目的	第二次建築制限対象区域（＝緊急復興地区）の確定のため。
実施内容	第一次建築制限の区域及び周辺地区の全建築物について，被害の程度を調査する。
具体的手順	①　対象区域内の全建築物の被害程度の調査を行う。 ②　調査は建物被害認定調査を活用するとともに，必要に応じて現地目視調査を行う。 ③　調査結果は，建物単位で被害の状況を地図上に記入するとともに，地区単位，街区単位等で集計を行う。
その他特記	□　調査は，被災市街地の復興地区区分（案）において緊急復興地区に設定した区域及びその周辺街区とする。

被害状況の調査

被災後２週間までに行った第一次建築制限の実施により，今後都市計画事業により市街地の復興を図る区域が概ね絞り込まれたことになる。

暫定対応の第一次建築制限から，被災市街地復興推進地域の指定による第二次建築制限に移行するためには，個別に建物の被害状況の精査を行い，被災市街地復興

特別措置法第５条第１項各号の指定要件に合致する区域の範囲を確定することが必要であるため，これを建物被害状況調査（第二次調査）として実施するものである。

本調査の調査要領は次のとおりとする。

【調査要領】

(i)　調査にあたっては，り災証明書発行の際に行われる建物被害認定調査の結果を活用するとともに，必要に応じて現地調査を実施する。
(ii)　対象区域は，第一次建築制限の対象区域及びその周辺とする。
(iii)　現地調査を行う場合は，２名１組での調査を基本とする。
(iv)　調査票は住宅地図等街区の判別できる地図とする。
現地調査により被害程度を確認する場合は，「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）
（http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html）等を参考とする。
(v)　調査結果を調査票及び集計票にまとめる。

（調査票及び集計票の記載例）

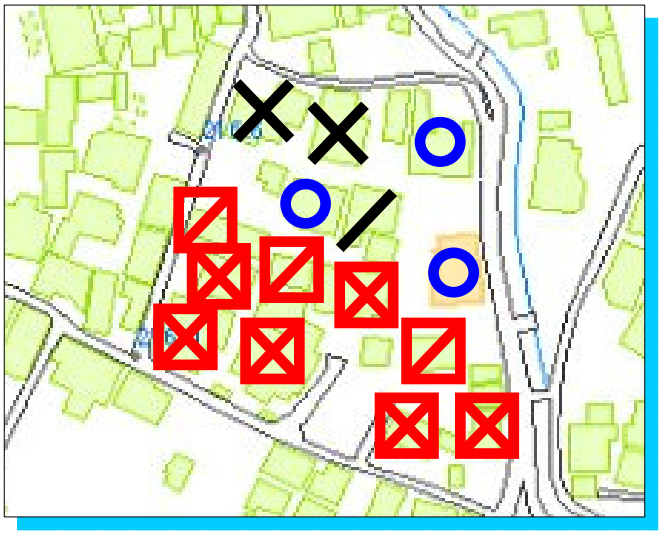

図３－５　調査票（第二次調査）の記載例

（凡例）

：全壊　　：大規模半壊・半壊

：全焼　　：半焼

：無被害（半壊に至らないもの）

※　凡例は適宜変更して良い。

【調査票記載要領】
○ 住宅地図等の街区，建物種別が判別できる地図をコピーして使用する。（被害概況調査と同じ）
○ 建物被害認定調査の結果等により，物件毎に地図上に被害の区分を凡例により記入する。（母屋等の主要な棟を対象とし，小規模な物置，カーポート等，小規模かつ従属的な用途の建築物は除外する。）

表３－３　集計表の記載例

町丁目字	街区No.	建物全棟数（A）	全壊棟数（b1）	半壊棟数（b2）	全焼棟数（c1）	半焼棟数（c2）	被災率(%)	全損率（%）	備考
	A－1	…	…	…	…	…	…	…	…
	A－2	１５	2	1	6	3	８０％	５３％	
	A－3	…	…	…	…	…	…	…	…
	B－1	…	…	…	…	…	…	…	…
	B－2	…	…	…	…	…	…	…	…
	B－3	…	…	…	…	…	…	…	…
	⋮	・ ：	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
小計									

注1）　建物全棟数は，母屋等の主要な棟数を示す。（小規模な物置，カーポート等，小規模かつ従属的な用途の建築物は含まない。）
注2）　半壊には大規模半壊を含む。
注3）　被災率及び全損率は次の式により算出する。（小数点第一位切り捨て）

被災率：｛全壊棟数（b1）＋半壊棟数（b2）＋全焼棟数（c1）＋半焼棟数（c2)｝／建物全棟数（A）

全損率：｛全壊棟数（b1）＋全焼棟数（c1)｝／建物全棟数（A）

建物被害認定調査

建物被害認定調査は，市町村が「り災証明」発行のために行う建物の被害調査であり「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づき「全壊」，「大規模半壊」，「半壊」，「半壊に当たらない」に判定される。（表３―４）

地震の場合，調査は，外観目視調査による第一次調査と，外観目視調査に内部立入調査を加えた第二次調査があり，第二次調査は住家の被災者からの申請により行われる。

調査の結果は，住家ごとに住家被害状況表としてとりまとめられるため，この調査票の判定結果を，被害状況調査に活用するものとする。

表３－４　住家の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全　　壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の５０％以上７０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が４０％以上５０％未満のものとする。
半　　壊 （半　焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとする。

（「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）より引用）

●参考　大地震発生後の建物被害調査の実施の流れ

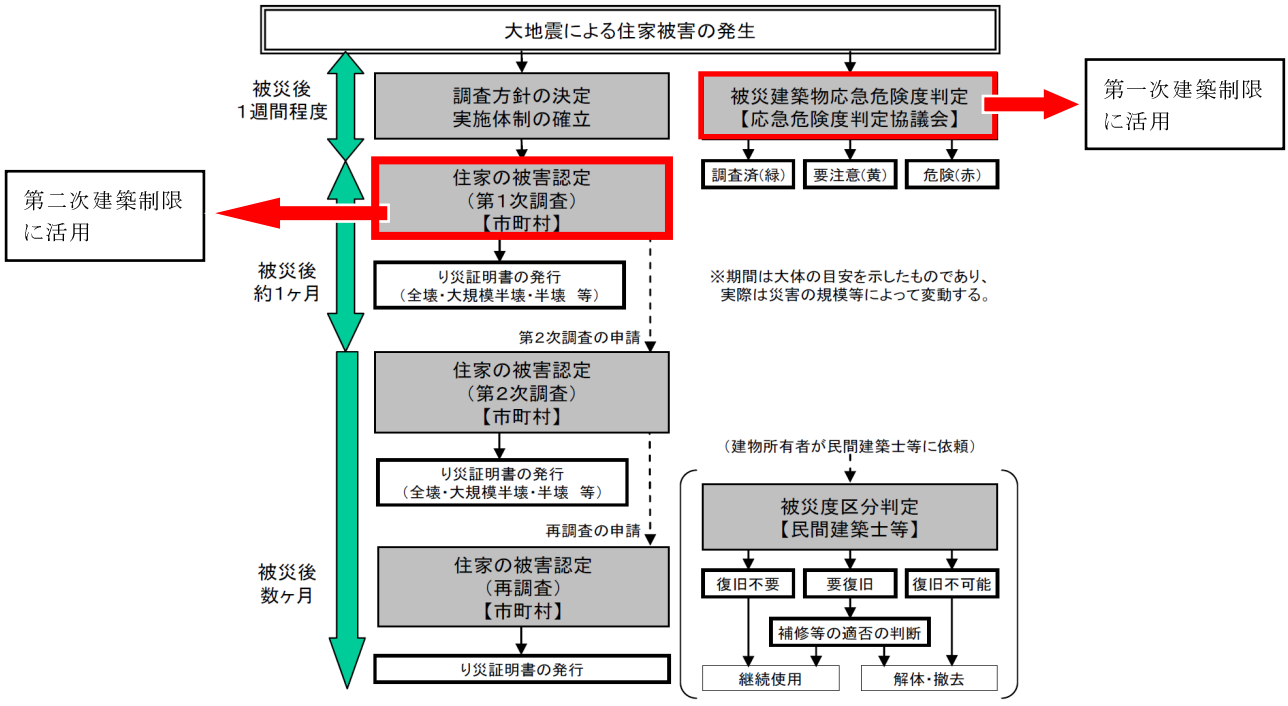

（出典：「災害に係る住家被害認定業務　実施体制の手引き　Ⅱ．資料編」（内閣府））

（２）緊急復興地区の確定

実施主体	市町
目的	第二次建築制限を実施するため。
実施内容	建物被害状況調査（第二次調査）を基に，第二次建築制限地区（＝緊急復興地区）の確定を行う。
具体的手順	① 建物被害状況調査（第二次調査）を基に，第一次建築制限区域及びその周辺地域の建物の被害状況を数値化する。 ② ①に基づき，緊急復興地区の精査を行い，都市計画決定する区域を確定する。
その他特記	必要に応じて，県―市町間で広域調整を実施する。

第二次調査による被害集計

第二次調査の調査票から，街区毎に建物被害の状況を表にまとめ，第一次建築制限区域の被害状況の集計を行う。

緊急復興地区の確定

被害の集計結果を基に，表２－４の被害状況の区分表に基づき，第一次建築制限区域の被害状況区分を確定する。（最終判定）

被害状況区分の最終判定結果及び復興地区区分（案）策定の観点を踏まえ，緊急復興地区の確定を行う。

その際，第二次調査で判明した被害状況等から，必ずしも緊急復興地区に含める必要がないことが判明した街区等については，緊急復興地区から除くものとする。

（３）第一次建築制限の期間の延長

実施主体	県及び市町
目的	必要な第一次建築制限を継続するため。
実施内容	第一次建築制限区域について，建築基準法第８４条第２項の規定による建築制限の延長を行う。
具体的手順	市町ごとに次のとおり対応する。 【県が特定行政庁の市町】 ① 県都市計画課との調整を踏まえて県建築課に対し，第一次建築制限区域指定の延長を申し出る。 ② 県建築課は，申し出を受けた区域について，第一次建築制限区域指定の延長を行う。 【特定行政庁の市】 ① 都市計画担当部局と建築指導担当部局で調整の上，第一次建築制限区域の指定の延長を行う。
その他特記	□ 緊急復興地区の確定作業等の過程で，引き続き建築制限を継続する必要がない箇所があった場合は，継続を行わず，建築制限を終了することが望ましい。 □ 指定確認検査機関等に第一次建築制限の指定延長について情報提供を行う。

第一次建築制限の期間の延長

建築基準法第８４条第１項の規定による建築制限は，被災後１か月の期間内に限り実施できる建築制限であり，同第２項により更に１か月を超えない範囲内において，延長できるものとされている。

このため，手続き上は被災後１か月を超える前に建築制限期間の延長を行う必要がある。

当初の第一次建築制限の実施と同様，特定行政庁以外の市町にあっては，県都市計画課との調整を踏まえ，県建築課に第一次建築制限の延長の申し出を行う。

特定行政庁の市にあっては，都市計画担当部局と建築指導担当部局で調整の上，同様に第一次建築制限の延長を行う。

なお，並行して実施している第二次調査及び緊急復興地区の確定の中で，引き続き建築制限を実施する必要がないことが明らかとなった箇所がある場合は，建築制限の継続箇所から除くものとする。

手続きに要する書式例については，第４章に示す。

制限内容の周知

県及び市町は，第一次建築制限の指定と同じ要領で，記者発表等により住民への周知を図るとともに，県は指定確認検査機関への情報提供を行う。

（４）都市計画事業の実施に向けた関係住民との調整の開始

実施主体	市町
目的	緊急復興地区における都市計画事業の決定，施行のため。
実施内容	関係住民への復興事業に係る情報提供，合意形成，要望集約などを行う。
具体的手順	① 緊急復興地区の復興方針について，様々な媒体を通じて関係住民への周知を行う。 ② 住民説明会等により，関係住民に対し，想定する復興方法の概要等の説明を行って理解を得るとともに，意見等を踏まえて都市計画の案に反映する。
その他特記	□ 関係住民との調整は，復興都市計画事業の決定まで継続的に行われることとなる。 □ 復興都市計画事業の検討の進捗に応じて，随時情報を提供し，住民の理解と協力を求める。

復興都市計画事業を決定，実行していく上では，住民の理解と協力を得ることが不可欠であり，都市復興基本方針の発表及び第一次建築制限の実施を契機として，緊急復興地区については，復興に向けて関係住民との調整を開始する。

特に災害直後の時期は，県内又は県外の他自治体に避難している住民も多いと考えられるため，情報提供については，出来る限り多種多様な方法で行うものとする。

【住民への周知方法】（再掲）

○ 記者発表
○ 避難所の掲示板などへの掲示
○ 現地への掲示
○ マスコミへの広報
○ 各基礎自治体ホームページへの掲載
○ 各基礎自治体広報誌への掲載
○ 自治会の回覧
○ 国レベルでの情報システム（東日本大震災の際の「全国避難者情報システム」など）の活用　など

住民説明については，説明会等の機会を設け，日程などを予め周知して行うものとする。この場合，説明会に参加できない住民に配慮し，説明会資料，議事録などについても，説明会での配付のみにとどまらず，上記と同様の情報提供に努めるものとする。

また，都市計画決定や都市計画事業は，専門用語や手続き内容等，一般的には難解なものであるため，説明資料及び説明内容については，分かり易いものとするとともに，住民の意見に真摯に耳を傾けて住民ニーズの把握に努め，必要に応じて策定済みの計画についても柔軟に見直す等，住民と協働したまちづくりの視点から事業を推進していく姿勢も必要である。

４　被災後１か月以降２か月まで

第一次建築制限が期限を迎えることから，緊急復興地区の建築制限を被災市街地復興推進地域の都市計画決定による建築制限（第二次建築制限）に移行する。

【行動内容】
（１）都市復興基本計画（骨子）の策定・公表
（２）第二次建築制限の実施

（１）都市復興基本計画（骨子）の策定・公表

実施主体	県及び市町
目的	第二次建築制限の実施にあたり，復興までの具体的期間等を示し，以後の住民との合意形成を推進するため。
実施内容	第二次建築制限の実施までに策定・公表を行う。
具体的手順	①　都市復興基本計画（骨子）の内容及び発表の方法について，県・市町の都市計画担当部局間及び県・市町の震災復興計画との調整を図る。 ②　第二次建築制限の実施までに都市復興基本計画（骨子）の策定・公表を行う。
その他特記	－

都市復興基本計画（骨子）は，都市復興基本方針と都市復興基本計画の中間に位置するものであり，都市復興基本方針で概要のみ示していた被災市街地の整備方針等について事業手法や予定期間等，緊急復興地区の確定等を踏まえ，より具体的に示すものとする。

被災市街地復興推進地域の都市計画決定に際してのマスタープランとして示すものであることから，特に市町の都市復興基本計画（骨子）にあっては，同地域の計画書記載の緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針（緊急復興方針　P.57 の書式例参照）との整合性に留意すること。

住民等への周知等については，都市復興基本方針と同様に行うものとする。

なお，本骨子は県又は市町の震災復興計画の一部を構成するものとする。発表時期等は，震災復興本部等との調整により決定されるものであるが，できる限り被災市街地復興推進地域の決定前とすることが望ましい。(発表が被災市街地復興推進地域の決定の後になる場合は，同地域の決定の広報等の際に，骨子の内容について可能な範囲で情報提供等を行うものとする。)

（２）第二次建築制限の実施

実施主体	市町
目的	緊急復興地区について，復興都市計画事業の決定までの間，事業の妨げとなる建築物の立地を制限するため。
実施内容	被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う。
具体的手順	① 都市計画法に定める手続きに基づき，被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う。
その他特記	□ 住民等には，第一次建築制限と同様に周知を行う。 □ 指定確認検査機関等に第二次建築制限の実施について情報提供を行う。

第二次建築制限の実施

建築基準法第８４条による建築制限は被災後２か月を限度としているため，緊急復興地区について，被災後２か月を目途に被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行い，引き続き復興都市計画事業の決定までの間，事業の妨げとなる建築物の立地を制限する。

被災市街地復興推進地域の都市計画決定の手続きフローは通常の都市計画決定と同様であるため，手続きの具体的内容については「都市計画の手引き」による。

手続きに必要な図書等については，第４章に示す。

制限内容の周知

市町は，関係住民等に配慮し十分な周知を図る。県都市計画課は県建築課に周知するとともに，県建築課は指定確認検査機関等への情報提供を行う。

なお，第一次建築制限の際に設けた建築相談窓口については，引き続き継続するものとする。

建築許可について

第一次建築制限では，原則として建築行為は禁止することとしているが，第二次建築制限では，一定の要件を満たす建築行為等は許可により可能となる。（表２－３参照）

被災市街地復興特別措置法第７条第１項の規定により，許可権者は県知事（市の区域内にあっては，当該市の長）となる。

なお，都市計画法第５３条第１項の建築許可についても法上の規定は同様であるが，町の区域にあっては，「広島県地方機関の長に対する事務委任規則」（昭和３９年規則第５６号）により，各建設事務所に権限が移譲されている。

被災市街地復興特別措置法第７条第１項の許可については，現在このような措置は取られていないので，町の区域にあっては県知事（県都市計画課）が許可権者となる。また，住民等には許可申請書の提出先等を広く周知するものとする。

５　被災後２か月以降６か月まで

緊急復興地区について，住民の合意形成を進め，市街地開発事業等の所要の都市計画決定を行う。

【行動内容】
（１）都市復興基本計画の策定・公表
（２）市街地開発事業等の都市計画決定

（１）都市復興基本計画の策定・公表

実施主体	県及び市町
目的	官民の強力な連携の下，都市の総合的な復興を図るため。
実施内容	復興都市計画事業の決定に先立って策定・公表を行う。
具体的手順	①　都市復興基本計画の内容について，県・市町の都市計画担当部局間及び県・市町の震災復興計画との調整を図る。 ②　市街地開発事業等の都市計画決定に先立って都市復興基本計画の策定・公表を行う。
その他特記	－

都市復興基本計画は，同骨子の内容を基本として，都市復興のマスタープランとして策定する。

都市復興基本計画には，次のような事項を定めるものとする。

【都市復興基本計画に定める内容（案）】
（ｉ）　復興の理念
（ｉｉ）復興の目標
（ｉｉｉ）　計画期間
（ｉｖ）土地利用の方針
　被災市街地における土地利用方針
（ｖ）　被災市街地の復興方針
　被災状況に応じた市街地の復興方針
（ｖｉ）被災市街地の整備方針
　建築制限の実施方針
　市街地の整備改善方針
　都市基盤の整備改善方針　等

市町にあっては，長期総合計画及び都市計画マスタープランを前提とし，市町の震災復興基本方針に即して定めるものとし，緊急復興地区については，住民との合意形成の状況等を踏まえ，導入する事業手法等を明示するとともに，緊急復興地区以外の復興地区についても，整備の方針等を示すものとする。

県にあっては，市町の計画との整合を図りつつ，長期総合計画及び都市計画区域マスタープランを前提とし，県の震災復興基本方針に即して，広域的な観点から定めるものとする。

住民等への周知等については，都市復興基本方針及び都市復興基本計画（骨子）と同様に行うものとする。

（２）市街地開発事業等の都市計画決定

実施主体	市町
目的	復興都市計画事業を実施するため。
実施内容	住民との合意形成が整った緊急復興地区について，市街地開発事業等の都市計画決定を行う。
具体的手順	「都市計画の手引き」による。
その他特記	―

市町村には，被災市街地復興推進地域の都市計画決定をした後，復興都市計画事業の都市計画決定や，市街地開発事業の施行等，必要な措置を講ずる義務が課されている。（被災市街地復興特別措置法第６条）

第２章でも述べたように，復興都市計画事業の都市計画決定については，被災時という特殊事情を踏まえ，被災者の生活再建に配慮する観点から，できる限り速やかに行うものとし，マニュアル上，被災後６か月を一応の目途として設定している。

複数地区がある場合，合意形成の程度に差異が生じることが考えられるが，全て揃ってからではなく，合意形成のできたものから順次都市計画決定をしていくものとする。

なお，被災市街地復興推進地域の建築制限は都市計画法第５３条の建築制限よりも強力であることから，合意形成が長期化する場合は，暫定的な土地利用の道を開き，地域の活力を維持する観点から，まず市街地開発事業の区域のみを決定する等，多段階式に都市計画決定を行うことが考えられる。

都市計画決定の手続きのプロセスは，通常の都市計画決定と同様であり，手続きの方法，個別図書作成等については「都市計画の手引き」を参照するものとする。